

## 第 9 3 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成 3 1 年 1 月 1 8 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 平成 3 1 年 1 月 1 8 日 (金) 午前 9 時 4 5 分
- 3 閉会の日時 平成 3 1 年 1 月 1 8 日 (金) 午前 1 0 時 4 9 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数 1 0 名 出席 1 0 名 欠席 0 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 ( 2 )	浮田 孝允	出	6	申田 修	出
職務代理人 ( 5 )	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	出
4	奥田 哲也	出	1 0	雪本 泰嗣	出

### 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 近藤 浩夫

東区協議会長 岡崎 章二

事務局	担当局長	森本 章男	参事監	箕浦 勝宏
	参事監	真田 明彦	総務・農政担当課長	倭 信幸
	農地担当課長	佐藤 孝司	担当課長補佐	竹田 了久
	農地担当係長	入江 貢	副主査	橋本 聡実
	副主査	清水 洋子		

### 7 傍聴者 0名

### 8 議 題

#### 第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申請等 ( 1 ) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
- ( 2 ) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
  - ( 3 ) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
  - ( 4 ) 農地法第 1 8 条第 1 項の規定に基づく許可申請について
  - ( 5 ) 転用事業計画変更承認申請について
  - ( 6 ) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について

(7) 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

報告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について

(3) 農地法第18条第6項による合意解約通知について

(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 平成30年度事業について

(2) その他

## 9 議事録署名委員の氏名

3番 大森 美也子

9番 延澤 強哉

## 10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第93回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は0名です。

本日の議事録署名委員を指名します。3番 大森 美也子 委員、9番 延澤 強哉 委員にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

橋本副主査 議案の訂正ですが、配布しております「第93回岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」を、ご覧ください。

第1号議案、4ページ1番、農地の区分を「第1種」から「農用地」に、5ページ9番、転用目的の転用面積を「999.00」から「990.00」に、8ページの番号を「1」から「2」に訂正してください。

なお12月の中区桑野の農地改良に伴う一時転用申請については、12月14日の岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申がありましたので、許可指令書を交付しています。

以上です。

議長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。事務局から中区の説明を、お願いします。

清水副主査 1ページ1番。増反による所有権移転です。受人は現在、約24アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アール

を超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

**議 長** 中区協議会の協議の様態を近藤協議会長さん、ご報告願います。

近藤推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、お願いします。

**議 長** 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

**全 員** ありません。

**議 長** 次に東区の説明を、お願いします。

橋本副主査 1ページ2番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約45アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約7.9ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、受贈による所有権移転です。受人は現在約40アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在約23.5ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。適格法人の要件を満たすこと、また取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、受贈による所有権移転です。受人は現在約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、受贈による所有権移転です。受人は現在約11.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アール

を超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

8番、増反による所有権移転です。受人は現在約4.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

9番、増反による所有権移転です。受人は現在約1.4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

2ページ10番、増反による所有権移転です。受人は現在約1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

11番、12番は受け人が同一のため、同時に説明します。

新規農による所有権移転です。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

13番、14番は交換による所有権移転のため、同時に説明します。

13番の受人は現在約1.3ヘクタール、14番の受人は現在約53アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

15番、増反による所有権移転です。受人は現在約1.6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

16番、17番も受人が同一のため、同時に説明します。

借入地の取得と増反による所有権移転です。受人は現在約2.7ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

18番、3ページ19番、20番も受人が同一のため、同時に説明します。

増反と経営移譲による所有権移転です。受人は現在約87アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件

件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 2番から20番の19件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、願います。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(1)は1番から20番の20件を、許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(1)は20件を、許可と決定します。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明を、願います。

橋本副主査 4ページ1番、申請地は農用地区域内の農地と判断され、転用目的は農業用倉庫です。現在、既存農業用倉庫に作物や農機具を保管していますが、農機具の保管場所が不足しているため、保管場所に適した隣接地に農業用倉庫を建築しようとするものです。

農用地ですが、農業用施設であり農用地利用計画に指定された用途と判断され、例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は太陽光発電施設です。申請人は高齢であり農業を営むことが困難であり、土地の有効利用を図るため申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地区分と転用目的は、問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 1番、2番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、願います。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(2)は1番、2番の2件を、許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議 長

それでは申請等（２）は２件を、許可と決定します。

次に、申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明を、お願いします。なお２番と申請等（５）１番とは一体利用となるため、同時に説明をお願いします。

清水副主査

５ページ１番、申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、中区藤崎の借家に家族４人で住んでおりますが、家財道具も増え、手狭になったため、生活圏がかわらない申請地を自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２番と９ページ申請等（５）事業計画変更承認申請の１番は、市道を挟みますが、埋立等に係る条例の申請上一体利用になるので、合わせて審議をお願いします。

申請地は、平成３０年５月１４日に農振除外済みの案件です。農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。受人は現在、中区倉富で運送業を営んでおりますが、業務拡張に伴い大型車を駐車でき、交通のアクセスがよい、国道２号線側道から進入できるよう事業計画変更承認申請の申請地を進入路として、申請地を露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、大型車４０台を置く計画から、妥当な面積だと判断されます。また、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

３番、申請地は、平成３０年１２月４日に農振除外済みの案件です。農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、露天駐車場として一時転用中です。受人は現在、中区倉富で貨物自動車運送業を営んでおり、事業拡大により継続して大型車両と従業員用駐車場として利用するものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

４番から７番は同一地域なので、同時に説明します。

平成３０年１２月４日に農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、それぞれの転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

４番、受人は現在、中区原尾島三丁目の借家に家族３人で住んでおりますが、家財道具も増え、手狭になったため、妻の勤務先に近い申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

５番、受人は現在、中区藤崎の借家に家族５人で住んでおりますが、家財道具も増

え、手狭になったため、生活環境が変わらず、勤務先に通勤しやすい申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

6番、受人は現在、中区藤崎の実家に家族6人で住んでおりますが、家財道具も増え、手狭になったため、夫婦の実家に近い申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。実家には、両親と妹が残ります。

7番、受人は現在、南区浦安南町の借家に一人で住んでおりますが、この度結婚を機に、妻と一緒に生活する基盤を整えるため、妻の勤務先に近く、夫婦の実家に行き来しやすい申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番と9番は受人が同一なので、同時に説明します。

申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は事務所・倉庫と露天駐車場です。受人は現在、南区西市で、倉庫業を営んでいますが、事業拡大に伴い、交通の便が良い国道2号線の側道沿いの申請地に「倉庫業の用に供する事務所・倉庫である流通業務施設」とそこに配属予定の従業員用駐車場及び業務用車両の露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場です。受人は、東京都世田谷区に本店、南区西市にある以前の本店と東区西大寺中二丁目に支店を置き、電気工事業を営んでいますが、中国電力からの受注業務が増え、資材置場の確保が必要となり、岡山にある事業所間の中間地点である申請地を露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

**議 長**            中区協議会の協議の様を近藤協議会長さん、ご報告願います。

近藤推進委員    申請等(3)の1番から10番の10件と、申請等(5)の1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり申請等(3)の10件については許可意見、申請等(5)の1件については承認意見となっています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。  
全員 ありません。  
議長 次に東区の説明を、お願いします。

橋本副主査

6 ページ 11 番、申請地は農地の広がり 10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は農業用倉庫及び進入路で使用貸借権を設定します。受人は現在、申請地隣接地に居住し農業を営んでいますが、既存農業用倉庫が老朽化したため、息子所有の土地を進入路とし農業用倉庫を建て替えしようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、平成30年12月4日付けで農振除外済みの案件です。申請地は高性能農業機械による営農が可能な甲種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、東区升田の実家に家族4人と両親の6人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったため、実家に隣接し将来両親の面倒や農業の手伝いに適した、父所有の土地を借り受けて分家住宅を建築しようとするものです。なお、実家は両親が住みます。

甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父所有の土地で他に代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、平成30年12月4日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり 10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。受人は現在、山口県山陽小野田市に本社を置き、申請地隣接地にある岡山事務所で運送業を営んでいますが、事業拡大に伴い大型車両の保管場所が不足したため、駐車場に隣接し、より安全に利用できる申請地を露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、申請地は農地の広がり 10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。受人は現在、特別養護老人ホームを営んでいますが、従業員駐車場が不足しているため、駐車場の隣接地である申請地を露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、申請地は農地の広がり 10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で、賃借権を設定します。永久転用目的の一時転用で、期間は許可

日から3年間です。受人は現在、中区平井六丁目に本店を置き、申請地隣接地の駐車場を東部の拠点として運送業を営んでいます。業務拡大に伴い駐車場が不足したため、隣接駐車場と一体的に使用でき交通アクセスのよい申請地を借り受けて露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、17番は受人が同一のため、同時に説明します。

平成30年12月4日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。受人は現在、中区高屋の営業所でも中古車を販売していますが、今後中区高屋の営業所は新車の販売だけとし、中古車を東区檜原の営業所に移転するのに伴い駐車場が不足するため、隣接地と一体で駐車場を拡張しようとするものです。

1種農地ですが、集落に接続した業務上必要な施設に該当し、例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、報告願います。

岡崎推進委員 11番から17番の7件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見と  
しています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(3)の1番から17番の17件を許可とし、申請等(5)1番の1  
件を承認と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(3)の17件を許可、申請等(5)の1番の1件を承認と決定しま  
す。

なお2番は転用面積が3,000平方メートルを超えているので、1月28日開催の  
県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に申請等(4)農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請についての審議に、入りま  
す。事務局から東区の説明を、お願いします。

橋本副主査 本日配布しております別紙、第1号議案申請等(4)18条第1項1番の説明資料を  
ご覧ください。

7ページ1番、貸貸人と借借人の相続人の一部からの貸貸借契約解約の許可申請です。  
貸貸人は東区升田在住の、借借人の相続人代表は東区升田在住の です。

農地の所在は東区升田 の田、面積は1, 331㎡です。

賃借人の相続人代表は、賃借人 の孫にあたります。賃借人が昭和46年に死亡後、賃借人の妻と息子の妻が耕作してきましたが、平成13年頃から耕作不能となり、賃借人の相続人から解約を申し出たところ合意に至らず、やむを得ず第三者による耕作と、賃料の支払いを続けていましたが、現在は賃借人の分家にあたる者が耕作しており賃料の支払いもありません。賃借人の相続人代表者と所有者との間では解約に合意しているが、相続人全ての同意を得ることが困難であるとの申し出があったため、許可申請に至ったものです。

調査したところ、賃借人の相続人による耕作の事実及び賃料の支払いもないこと、現在は地主の分家にあたる者が耕作していること、申請人を除く法定相続人12名に調査をしたところ、全員に耕作の意思がなく賃貸借契約の解約に異議がないことから、農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該当し、許可要件を満たしていると考えます。

8ページ2番について、説明します。2番の参考資料として、別紙の位置図と公図もご覧ください。賃貸人と賃借人の相続人の一部からの賃貸借契約解約の許可申請です。賃貸人は東区西大寺東三丁目在住の ，賃借人の相続人代表は東区西大寺東二丁目在住の です。

農地の所在は東区久保 の田、934㎡の内528㎡です。

賃借人の相続人代表は、賃借人 の孫にあたります。賃借人の相続人代表の が耕作をしていましたが、3年前より耕作を行っておらず、賃料も支払っておりません。平成30年11月頃賃貸人との間で今後耕作をする意思がないこと、離作料の支払いの話が整ったので、賃借権の解約で合意をしましたが、賃借権が相続されておらず、相続人全員が分からないため許可申請に至ったものです。

現在、賃借人側の「農地の賃借権に係る実情調査」をしていますので、今回は保留でお願いします。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、報告願います。

岡崎推進委員 1番、2番の2件について協議したところ、事務局の説明のとおり1番は許可意見、2番は保留意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議 長 協議会の報告がありました但委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは申請等(4)の1番、2番の2件については、1番を許可とし2番を保留と決定してよろしいか。

- 全 員 よろしい。
- 議 長 それでは申請等（４）の１番を許可とし、２番を保留と決定します。
- なお１番については県農業会議に諮り、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。
- 次に申請等（５）転用事業計画変更承認申請についての、審議に入ります。それでは事務局から中区の説明を、お願いします。
- 清水副主査 ９ページ１番は、先ほど申請等（３）の２番と同時に審議していただき、承認されました。
- ２番、当初転用者は、市街化区域に自己住宅を建築するので、不要となったため、承継者が申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。承継者は現在、瀬戸内市の実家に家族６人で住んでいますが、家財道具が増え手狭になり、妻の勤務地に近く、承継人の勤務先に通勤しやすい、申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。なお、実家は祖父母と父と弟が住みます。
- 申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 以上です。
- 議 長 中区協議会の協議の様様を近藤協議会長さん、ご報告をお願いします。
- 近藤推進委員 ２番の１件について審議した結果、事務局の説明のとおり承認意見となっています。引き続きご審議を、お願いします。
- 議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。
- 全 員 ありません。
- 議 長 それでは申請等（５）の２番を、承認と決定します。
- 次に申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。
- 橋本副主査 １０ページ１番から１１ページ８番までの８件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類は所有権、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望は、すべて無しです。
- 以上は各地区協議会では、いずれも受理意見となっています。
- 以上です。
- 議 長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。
- 全 員 異議なし。
- 議 長 それでは、申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出については、８件を受理と決定します。

次に申請等（7）農業振興地域整備計画の変更に関する意見についての、審議に入ります。事務局から説明を、お願いします。

清水副主査 別紙第1号議案申請等（7）「農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を、ご覧ください。

平成30年8月取りまとめ分の中区案件は32番から58番までの27件、東区案件は岡山地域が59番から67番までの9件、瀬戸地域が1番、2番の2件です。11月の協議会で資料をお配りし、調査の結果等を農業委員さん及び推進委員さんより意見をいただき、事務局においても農林水産課と協議を行い、その結果岡山地域の66番を除く中区27件、東区10件の変更申し出を認める内容で、農林水産課より最終の意見照会があったものです。各地区協議会の審議では、変更計画案は適当であるとの意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（7）農業振興地域整備計画の変更に関する意見については、市の変更計画案は適当であるとの意見とします。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 報告（1）4条届については、12ページ1番、2番の2件です。転用目的は貸住宅地及び露天駐車が1件、共同住宅が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）5条届については、13ページ1番から14ページ16番までの16件です。転用目的は賃貸住宅が1件、住宅用地が1件、露天駐車が3件、分譲住宅地が6件、長屋建住宅が1件、自己住宅が2件、露天資材置場が1件、水路敷きが1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）18条第6項の規定による合意解約通知については、15ページ1番から16ページ12番の12件です。解約理由は耕作目的が10件、転用目的が2件で、離作料は記載のとおりです。

報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、17ページ1番の1件で、内容は農業用倉庫です。

報告（5）農地改良届については、18ページ1番から7番の7件で、内容はすべて普通野菜畑です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議 長 何もないようでしたら以上で第1号議案，農地法関係申請等は終了します。  
続きまして第2号議案，農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の外用について，「農業委員等の綱紀  
粛正の徹底」について説明する。

岸本職務代理者 それでは何か，ご意見等がありますか。なければこれで，終わりたいと思います。本日は，  
お忙しいところ，第二農業委員会総会にご出席いただき，慎重審議ありがとうございました。  
これをもちまして，閉会といたします。

閉会 午前10時49分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員